

## 主論文要旨

主論文題目 天皇家ゆかりの文庫・宝蔵の目録学的研究

氏名 田島 公

本論文は、古代・中世以来の天皇を中心とした前近代公家社会が育んだ知識体系を伝えた蔵書を収蔵し媒介となった、古代の天皇ゆかりの文庫から近世の禁裏文庫までを通時的・共時的に検討し、天皇家ゆかりの文庫・宝蔵の成立・変遷、断絶・再興の歴史を、蔵書目録を活用しながら解明したものである。

「はじめに―目録学とはなにか―」では検討対象の「天皇家ゆかりの文庫・宝蔵」を、古代の天皇や上皇の居所である後院・寺院の文庫・宝蔵、院政期の鳥羽勝光院・蓮華王院の宝蔵、鎌倉後期から南北朝期の大覚寺統・持明院統の里内裏の文庫から発展した御所の文庫、持明院統の文庫を継承した伏見宮家の文庫、更に室町期以降、近世禁裏文庫までの、前近代の天皇や天皇家・世襲親王家の文庫・宝蔵を含めたものであることを示した後、検討手段としての「日本目録学」とは和書の分類・校訂・整理・解題など書物に関する様々な角度からの学問のみならず、書物を通じて日本における学術・知識の源流や歴史の変遷を述べ、蔵書目録を活用し、その分類からその時代の文化・学術・知識の位相や体系を研究する学問と定義した。

序章「倭国・日本における中国目録学の受容」では和書を中心とした日本独自の目録学の前提として、漢籍分類に関しては『隋書』経籍志に集大成される中国目録学の四部分類の影響が日本では近世まで続く中で、中国目録学の知識体系が遣隋使・遣唐使によって倭国・日本に齎されたこと、大量の漢籍が将来された前提として彼らには中国目録学の知識があったことを指摘し、その後の天皇や朝廷の文庫、天皇家や公家の文庫の漢籍の分類にも四部分類の影響があったことを述べた。

第一部「古代・中世の天皇家ゆかりの文庫・宝蔵の変遷」は2章と7付論で構成される。

第一章「典籍の伝来と文庫―古代・中世の天皇家ゆかりの文庫・宝蔵を中心に―」では、天皇家ゆかりの文庫の歴史を古代の天皇・朝廷の文庫の実態や断絶、院政期・鎌倉期の勝光明院や蓮華王院の宝蔵の収蔵品の状況を中心に概観し、中世の持明院統(北朝)系の文庫を継承した伏見宮家旧蔵本と、応仁の乱で大きく断絶後、後水尾・後西の両天皇によって再興された禁裏文庫を継承した東山御文庫

本、という2つの天皇家ゆかりの文庫に関して概説した。特に奈良・平安期の大内裏内の天皇・朝廷の文庫や離宮（嵯峨院）や後院（冷然院）、天皇ゆかりの寺の倉（仁和寺の宝蔵）の収蔵品や管理体制と『通憲入道蔵書目録』と称される蔵書目録が、藤原通憲の蔵書目録ではなく、実は院政期の天皇家の文庫の目録であるという今井似閑の説を紹介し補強した。従来の図書史や文庫史では、天皇家ゆかりの文庫に関して、古代から近世の状況、更に近代の東山御文庫の成立まで「通史」を試みた。

**付論1「古代の天皇が入手していた中国の書家の真筆（書法）」**では、大陸から将来され、天皇の文庫に保管されていたものの中に、中国の書家の真筆・双鉤填墨の模本の書蹟（書法・書道の手本）があるが、唐代後半の懷素や、従来全く知られていない「任幹」（「任韓」）の「真跡」も平安期の天皇の手もとに存在したことを示した。

**付論2「東山御文庫所蔵『周易抄』紙背文書と内案」**では、東山御文庫所蔵『周易抄』紙背文書の太政官符（任符）案を原本調査した際に、裏打ちが厚く、紙背は読めない部分が多いため、判読を諦めたところ、料紙右半分に小字で書かれているという特徴に気付いたが、そのことは既に本文書の紹介の中で指摘されていたものの、その理由は不明であった。本論文は『西宮紀』の記載等により、本紙背文書は内印請印の際に天皇の手許に残った「内案」であることを、原本調査の直後に吉川真司氏より教示されたことを紹介した。本文書＝「内案」説により、『周易抄』が宇多天皇宸筆であることが確実となった。

**第二章「中世天皇家の文庫・宝蔵の変遷―蔵書目録の紹介と収蔵品―」**では中世の天皇家ゆかりの文庫・宝蔵に関して、日記や蔵書目録を検討しながら、南北朝期・室町期の文庫・宝蔵の変遷を辿り、特に蓮華王院宝蔵収蔵典籍に関して後白河院の蒐集方針を再確認し、鎌倉期の変遷も検討し、同院宝蔵の蔵書目録を東山御文庫中より2点見出し詳しく分析した。また『仙洞御文書目録』や大須文庫本『書籍目録』収載蔵書目録と『看聞日記』紙背所収蔵書目録・『実隆公記』収載「竹園（伏見宮邦高親王）古筆諸經」目録との関係を検討し、南北朝期の持明院統天皇家の文庫の収蔵品が、蓮華王院宝蔵まで遡り、室町期以降は伏見宮家文庫に伝えられ、今日の宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵伏見宮家本に至っていることを実証した。

**付論3「鳥羽宝蔵の「波斯（国劔）」**では勸修寺大経蔵所蔵で天承元年（一一三一）六月に寛信が鳥羽院の御前で書写した鳥羽の宝蔵の目録とされる『宝物目録』に見える「波斯國劔」一柄は、杉本直治郎氏が指摘された、真如親王が長安で入手し、帰国する宗叡に託して藤原良相に贈り、更に相應和尚に贈られた「巴子國劔」（スキタイ人がアキナケスと呼んだペルシャ起源の両刃の短劔）であると推定した。典籍ではないが、院政期の天皇家ゆかりの宝蔵に収蔵された宝物の国際性の一端を示した。

付論4「所在不明の真福寺所蔵『旧記目録』三巻」では本書第二章で示した北朝天皇家の蔵書を継承した十四世紀後半から十五世紀前半の三種類の蔵書目録である東京大学史料編纂所架蔵の影写本『書籍目録 大須本』の原本を探す過程で見出された、同所架蔵の二つの写本に引用された「旧記目録三巻」を紹介し、そのうち裏松家本『集』所収「旧記目録三巻」を翻刻した。

付論5「宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵伏見宮家本『伏見宮雜文書目録』—中世天皇家文庫の蔵書目録管見—」は、当該文書を翻刻し、記載内容を分析し、伏見宮家所蔵の「雜文書目録」というよりは、それ以前の鎌倉末期の持明院統天皇家の文庫の二種類の目録で、その後、伏見宮家に伝えられたものであることを示した。

付論6「土御門家(村上源氏)の断絶と相伝記録(日記)等の行方—東山御文庫蔵『大徳寺文書』所収『土御門有通遺迹勅許申状案』の紹介と検討—」は、宝徳四年(一四五二)の「土御門有通遺迹勅許申状案」を紹介・検討し、具平親王を祖とする村上源氏中院流土御門家は、同年に有通が二十一歳で亡くなったため、出家していた父・定長(法名・宗瑞)が敷地を大徳寺に寄進した他、家領・大顔車・記録(日記)も処分し、家を断絶させた子細を読み解いた。東山御文庫にも中世後期の「大徳寺文書」があることを示すと共に、土御門家伝来の日記が後花園天皇に献上されるなど、中世後期の禁裏文庫に日記が集積される過程を示した。

付論7「禁裏文庫周辺の『古事談』と『古事談』逸文」は、国立歴史民俗博物館所蔵廣橋家本『攝關補任次第別本』収載の「古事談」の中に、流布本には見えない逸文を見出したことから発展し、『看聞日記』紙背文書や『実隆公記』に見える、中世の禁裏文庫周辺に存在した『古事談』の記事や近世禁裏文庫の蔵書目録に見える『古事談』も併せて紹介し、近世の新写本を中心とした『古事談』の写本系統の研究に、文庫史や目録学的研究の視点から中世の天皇を頂点とする公家社会で読まれ、文庫に保管されていた『古事談』の写本に関する情報を提供した。

第二部「近世禁裏文庫の成立と変遷—東山御文庫所蔵禁裏本を中心に—」は2章と4付論から構成される。

第3章「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の蔵書—古代・中世の古典籍・古記録研究のために—」では、従来、その成立過程が不明であった、京都御所東山御文庫の元となる近世禁裏文庫の成立過程や収蔵典籍の全容を、蔵書目録や近世公家日記を用いて、初めて解明し、直接、現在の東山御文庫に繋がる蔵書群は、万治四年正月の禁裏の大火以前に、後西天皇によって作製された、後水尾天皇が蒐集した禁裏本や他の公家文庫収蔵本の副本(後西天皇書写本)であり、それを退位後の寛文六年(一六六六)三月に後水尾院の勧めにより、後西院から霊元天皇に贈進されたものであることを、禁裏文庫の各種

蔵書目録などの比較によって示し、書写によって後水尾院の文庫の蔵書が今日まで伝来していることを指摘した。現在の近世禁裏文庫研究の基盤を作ったともいえる論文である。

付論8「京都大学附属図書館所蔵菊亭家本『禁裏樂器并譜諸目録』の解題と翻刻」では明暦三年（一六五七）の書写奥書をもつ京都大学附属図書館所蔵菊亭家本『禁裏樂器并譜諸目録』は万治四年（一六六一）正月十五日に焼亡した禁裏文庫収蔵の樂器や樂譜の目録でもあり、近世禁裏所蔵の樂器や樂譜の内訳が判明する目録の解題と翻刻を示し、関連する二つの目録との対応関係も付した。

付論9「近世前期写東京大学史料編纂所所蔵高松宮家本『お湯殿の上の日記』六十二冊の現状と伝来」は、①史料編纂所が高松宮家から購入した六十二冊本（史料編纂所の前身の修史局時代〔一八七五～七七〕に有栖川宮家から借用したもの）を、②国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝来禁裏本や③東山御文庫所蔵禁裏文庫本との比較調査を元に、焼け焦げた痕・黴の痕、更には大東急記念文庫所蔵『禁裡御蔵書目録』や『（勸修寺）経慶日記』万治四年正月十六日条などから、①と②（高松宮家旧蔵本）は、後水尾院が書写させ禁裏文庫に収蔵した後、同年正月十五日の禁裏大火で焼け残ったものであり、③（東山御文庫本）は、後西天皇が在位中に禁裏文庫のものを書写させた副本で、寛文六年（一六六六）に靈元天皇の文庫（禁裏文庫）に収めたものである可能性が高いことを示した。但し③の原本調査を行っていないため、最終判断は慎重を期し避けた。

第4章「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録—東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために—」では、近世禁裏文庫の本格的な再興が後陽成天皇から始まること示すと共に、近世前期禁裏文庫の蔵書目録として、大東急記念文庫所蔵菊亭家旧蔵本『禁裡御蔵書目録』の他に、同様な目録として見出された東山御文庫所蔵『古官庫<sup>(ママ)</sup>歌書目録』と西尾市岩瀬文庫所蔵柳原家本『官本目録』の2部の蔵書目録を詳細に比較検討し、更に『勸慶日記』万治四年正月十六日条により、禁裏文庫本が全て燃えてしまった訳ではなく、池の中に投げ入れられ、焼失を免れたものがあつたことを指摘した。また靈元天皇以降の禁裏文庫の蔵書目録として京都大学附属図書館所蔵菊亭家本『禁裏御記録目録』・東山御文庫所蔵『御文庫記録目録』などの蔵書目録も紹介し、近世中後期以降、幕末期迄の禁裏文庫の蔵書の実態を示す史料も紹介した。

付論10『禁裡御蔵書目録』の影印本と原本—『大東急記念文庫善本叢刊 書目集』を例に—」では、近世前期禁裏文庫の蔵書目録で、万治四年正月十五日に焼亡した禁裏文庫の蔵書目録でもある、①大東急記念文庫所蔵菊亭家旧蔵本『禁裡御蔵書目録』と②東山御文庫所蔵禁裏本『古官庫<sup>(ママ)</sup>歌書目録』と③西尾市岩瀬文庫所蔵柳原家本『官本目録』の3部を、影印本や紙焼き写真で比較し、三者の関係の対照表を作成していた際に、①と②・③とでは、収載書物が全く同じでありながら、記載順が

異なる箇所が僅かではあるが存在することから、相互関係を検討した結果、①の記載順が不合理であるので大東急記念文庫に赴き原本調査したところ、順番が不合理なところに実は挿入符があり、順番を訂正していることが確認できると共に、影印本ではもととなったフィルムに修正液を塗り、誤って挿入符を消していたことも判明した。影印本やデジタル画像があっても原本調査の重要性を指摘し、更に①・②・③の3部の目録の相互関係を対照表で示した。

付論 11「西尾市岩瀬文庫所蔵『官本目録』の紹介と翻刻」は、上記③西尾市岩瀬文庫所蔵柳原家本『官本目録』が禁裏小番であった柳原資行の所持本であり、書誌情報と全文翻刻を提示したもの。従来全く使用されなかった史料であるため、和書部分に関しては出来るだけ編著者・撰者や正式名称等の注記を付し、「部立」の仕方がわかるようにした。

第三部「目録学と文庫論」は2章から構成され、目録学や文庫論という新しい学問領域の創成のため、文庫が「知」の体系・「知」のネットワークであるという視点から、第1部・第Ⅱ部で得られた研究成果を読み直し概観した。

第5章「天皇家ゆかりの文庫・宝蔵の「目録学的研究」の成果と課題」は、説話文学の学会で報告したもので、「目録学」とは何かを述べた後、応仁・文明の乱以降、近世前期・中期迄の禁裏文庫の歴史や蔵書目録に関して概観した後、遡って院政期の天皇家ゆかりの文庫・宝蔵である蓮華王院宝蔵や『通憲入道蔵書目録』の実際の内容の検討の他、二〇〇四年度迄に執筆した東山御文庫に関する研究成果のうち、説話文学研究者の興味がありそうなテーマに絞って概説した。

第6章「文庫論—前近代の古典籍伝来・知識体系継承の歴史的特質と文庫の役割—」では、前近代における伝統的知識（知の体系）の集成や世代間の伝達が、主として禁裏・公家文庫やそれに社寺の文庫も含めた「権門文庫」によってなされたという視点から、前近代の古典籍伝来や知識体系継承の歴史的特質や研究方法について述べた後、「日本目録学」とは何かを示し、自筆本の『御堂関白記』・『水左記』や六国史の伝来に関して、文庫との関係で具体的に述べた。

### 結語「天皇家ゆかりの文庫・宝蔵と目録学的研究」

三部・6章・11付論にわたり、「目録学的研究」の手法を用いて古代から近世までの古典籍を収めた前近代の天皇家ゆかりの文庫・宝蔵の変遷を、1古代（奈良・平安期）、2中世、3近世に分け概観し、古代の文庫・宝蔵はほぼ断絶することを示し、今日に伝えられたものとしては、院政期の蓮華王院宝蔵にまで遡り、鎌倉末・南北朝期の持明院統（北朝）天皇家を経て、中近世の伏見宮家に伝えられ、現在の宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵伏見宮家旧蔵本と、近世前期に再興され、万治四年正月十五日の

禁裏の大火を潜り抜けた、後西天皇が在位中に作製させた禁裏文庫や他の諸家の文庫収蔵本の副本に淵源をもち、近代に成立した京都御所東山御文庫本であることを示した。

以上を通じ、本論文により初めて古代から近世まで、前近代の天皇家ゆかりの文庫・宝蔵の変遷(成立・継承・断絶・再興)の通時的な検討の研究基盤が形成され、個別収蔵史料の検討を通じた善本によるテキストクリティークの為にも重要な手がかりを提示すると共に、禁裏文庫の主要蔵書目録の共時的研究・分析により、後に「古典」と呼ばれる史料(蔵書)群から形成される、各時代の「知」(知識)の体系に関する研究基盤も整いつつあると考える。